

社団法人 鶴見法人会 定款

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人会は、社団法人鶴見法人会(以下「本会」という。)という。

(事 務 所)

第 2 条 本会事務所は、横浜市鶴見区に置く。

第 2 章 目的および事業

(目 的)

第 3 条 本会は、健全な納税者団体として、全法人に誠実な記帳と適正な申告の普及徹底を図るとともに、租税に関する調査研究を行ない、もって公平な税制と円滑な税務執行の確立に寄与し、あわせて企業経営の健全な発展を図ることを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するために次に掲げる事業を行なう。

- 一 税制および税務に関する調査研究ならびに建議
- 二 租税関係の法令、通達等の周知徹底を図るための講習会、説明会等の開催
- 三 経理、経営に関する講習会、説明会等の開催ならびに記帳指導および記帳代行の実施
- 四 会員を中心とする納税貯蓄組合の設立および指導、協力
- 五 機関紙の発行および上記各号の事業を行なうに必要な各種資料の刊行配布
- 六 友誼団体との協調、連けい
- 七 その他前条の目的を達成するために必要な事業

第 3 章 会 員

(会員の資格)

第 5 条 本会の会員たる資格を有する者は、鶴見税務署の管轄区域内に所在する法人の事業所で、本会の目的および事業に賛同する者とする。

(資格の取得)

第 6 条 本会の会員になろうとする者は、所定の申込手続きにより任意に入会することができる。

(会員の権利義務)

第 7 条 会員は、本会の事業活動につき、優先的にその便宜を受ける権利を有するとともに、この定款および総会の決議に従う義務を有するものとする。

(資格のそう失)

第 8 条 会員は、次の各号の一に該当する場合には、その資格を失う。

- 一 退 会
- 二 事業の閉鎖または解散
- 三 除 名

(退 会)

第 9 条 本会を退会しようとする者は、所定の退会手続きにより任意に退会することができる。

(除 名)

第 10 条 会員が、次の各号の一に該当する場合には、理事会の決議により除名することができる。

- 一 会員としての義務の履行を怠ったとき。
 - 二 本会の名誉をき損しまたは本会の目的に反する行為があったとき。
- 2 前項の規定により会員の除名しようとする場合には、その会員に理事会において弁明の機会を与えなければならない。

(会 費)

第 11 条 会員は、総会の決議を経て別に定めるところにより、会費を納入するものとする。

- 2 既納会費は、原則としてこれを返還しない。

(会員の名簿)

第 12 条 本会は、別に定める様式により会員名簿を作製し、これを本会の事務所に常置するものとする。

- 2 前項の会員名簿は、会員に異動を生じたつど、これを訂正するものとする。

第 4 章 役 員

(役員の種類)

第 13 条 本会に次の役員を置く。

理事 20 名以上 50 名以内

うち 会 長 1 名

副会長 7 名以内

専務理事 1 名を置くことができる

監 事 2 名

(役員を選任)

第 14 条 理事および監事は、総会において、会員の代表者その他の役員のうちからこれを選任する。

- 2 前項の規定にかかわらず専務理事については、会長の推せんにより、理事会の承認を経て会長が委嘱する。
- 3 会長および副会長は理事の互選によりこれを選任する。

(役員職務)

第 15 条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ定められた順位

によりその職務を代行する。

- 3 専務理事は、日常会務を処理し、事務局を指導監督する。
- 4 理事は、本会の事務を審議し執行する。
- 5 監事は、民法第59条(監事の職務)に規定する職務を行う。

(役員任期)

第16条 役員任期は就任後第2回目の通常総会終了の時に終る。但し再任をさまたげない。

- 2 増員または補欠のため選任された役員任期は、前項の規定にかかわらず、それぞれ、現任者または前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、その任期が満了したあとにおいても、後任者が就任するまではその職務を行なうものとする。

(役員解任)

第17条 本会の役員たるにふさわしくない行為があった場合その他第10条(除名)各号の一に類する事実があった場合は、理事会の決議により、その役員を解任することができる。

(役員報酬)

第18条 役員は原則として無報酬とする。

ただし、専務理事は有給とすることができる。

- 2 専務理事の報酬は、理事会の決議を経て別に定める。

第5章 顧問、相談役、参与委員および職員

(顧問、相談役および参与)

第19条 本会に、顧問、相談役および参与若干名を置くことができる。

- 2 顧問、相談役および参与は、毎年度理事会の推せんにより、会長がこれを委嘱する。
- 3 顧問、相談役および参与は、本会の業務運営上の重要な事項について会長の諮問に応ずる。

(委員)

第20条 第4条(事業)に規定する本会の業務を分担するため、委員会を設けることができる。

- 2 委員は、理事会の推せんにより会員の代表者その他の役職員のうちから会長がこれを委嘱する。

(職員)

第21条 本会の事務を処理する為、事務局を設ける。

- 2 事務局には、事務局長1名、職員2名以上を置き、会長がこれを任免する。ただし、事務局長については、専務理事が兼務することができるものとする。
- 3 職員は、原則として有給とする。

(規定)

第22条 委員会および事務局の運営に関する規定は、理事会の決議を経て別に定める。

第 6 章 会 議

(会議の種類)

第 2 3 条 会議は総会、および理事会とし、会長がこれを招集する。

(総 会)

第 2 4 条 総会をわけて、通常総会および臨時総会とし、いずれも会員全員をもって組織する。

(総会の開催および招集)

第 2 5 条 通常総会は、毎年一回事業年度終了後 2 ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は、会長が必要と認めたときまたは会員総数の 5 分の 1 以上もしくは監事が会議の目的たる事項を示して請求したときに開催する。

3 総会は、開催の日から少なくとも 7 日前に会議の目的たる事項、日時および場所を記載した文書を発して招集する。

ただし、会長がやむを得ないと認めたときは、適宜の方法をもってこれに代えることができる。

(会員表決権)

第 2 6 条 会員は、各 1 個の表決権を有する。

2 会員は、前項の表決権を行使するため、総会に各 1 名の代表者を出席させる。

3 会員は、委任状をもって、総会における表決権の行使を他の出席会員に委任することができる。

(総会の議事)

第 2 7 条 総会は、全会員の過半数が出席しなければ成立しない。

2 総会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、出席会員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の付議事項)

第 2 8 条 総会は、この定款に別段定めあるもののほか、次の事項を決議する。

- 一 事業報告および事業計画
- 二 収入、支出、予算および決算
- 三 理事会において、総会に付議すべきことを決議した事項
- 四 その他会長が必要と認めて付議した事項

(理事会)

第 2 9 条 理事会は、理事全員をもって組織する。

2 理事会は、本会の会務の執行に関する事項および緊急な事項を決議する。

3 監事、顧問および相談役は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

(理事会の開催および招集)

第 3 0 条 理事会は、会長が必要と認めたとき、または理事の 3 分の 1 以上の要求があったとき、会長がこれを招集する。

2 理事会の招集については第 2 5 条第 3 項の規定を準用する。

(理事会の議事)

第 3 1 条 理事会は、その構成員の過半数が出席しなければ成立しない。

- 2 理事会の議事は、出席役員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(理事会の付議事項)

第32条 理事会は、この定款に別段の定めがあるもののほか、次の事項を決議する。

- 一 総会に提出すべき議案
- 二 定款変更に関する議案
- 三 総会において理事会に委任された事項
- 四 その他会務の運営に関して、会長が必要と認めた事項

(会議の議長)

第33条 すべての会議の議長は、会長をもってこれにあてる。

第7章 地区支部

(地区支部の組織)

第34条 本会は、第4条(事業)に規定する事業の円滑な運営を図るため必要な地に地区支部を置く。

- 2 地区支部は、その地区所属の会員全員をもって組織する。

(地区支部の運営)

第35条 地区支部に、地区支部担当部長、副部長、会計幹事を置く。

- 2 前項に掲げる者は、地区支部ごとに、その地区に所属する会員の代表者の中からこれを選任する。
- 3 地区担当部長は、会長の命を受けて会務を執行する。
- 4 地区支部の運営に関して必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

第8章 資産および会計

(資産の構成)

第36条 本会の資産は、次の各号に掲げるものにより構成する。

- 一 設立当初寄付された目録記載の財産
- 二 会計費
- 三 事業に伴う収入
- 四 資産から生ずる果実
- 五 寄付金品
- 六 その他の収入

(資産の管理)

第37条 本会の資産は、理事会の決議を経て別に定める方法により、会長がこれを管理する。

(資産の区分)

第38条 本会の資産は、基本財産および運用財産の2種類に区分する。

- 2 基本財産は、別紙財産目録のうち基本財産の部に記載する資産および将来基本

財産に組み入れられる資産とする。

3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

(財産の使用制限)

第39条 基本財産は、これを費消しまたは抵当権その他の物件のために供してはならない。

2 事業の遂行上やむを得ない事由があるときは、前項の規定にかかわらず、総会の決議を経てその一部に限りこれを処分することができる。

(経費)

第40条 本会の経費は、運用財産をもってこれに充てる。

(収支予算、収支決算等)

第41条 本会の収入、支出、予算および決算は、事業計画および事業報告とともに、総会の承認を受けなければならない。

2 やむを得ない理由により、事業年度開始前までに予算が成立しなかったときは、会長は理事会の決議を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じて収入、支出することことができる。

3 前項の収入、支出は、新たに成立した予算の収入、支出とみなす。

4 やむを得ない理由により、事業年度開始前までに予算が成立しなかったときは、その理由および予算成立見込み時期を遅滞なく、東京国税局長に報告する。

5 第1項の収入、支出および決算については、財産目録を付して監事の監査を経なければならない。

(剰余金の処分)

第42条 収支決算の結果、年度末において剰余金が生じたときは、総会の承認を経てその全部もしくは一部を基本財産に組み入れまた翌年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第43条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

第9章 定款の変更および解散

(定款の変更)

第44条 この定款は、総会の決議を経、かつ、東京国税局長の認可を受けなければ、これを変更することができない。

(解散)

第45条 本会は、総会において、会員の過半数が出席し、その3分の2以上の決議により、解散することができる。

(残余財産の処分)

第46条 本会が解散した場合の残余財産は、総会の決議を経、かつ、東京国税局長の許可を得て、本会と類似の目的をもつ他の団体に寄付するものとする。

第 10 章 雑 則

(細 則)

第 4 7 条 この規定の施行に必要な細則は、理事会の決議を経て別に定める。

付 則

- 1 この定款は、東京国税局長の設立許可があった日より施行する。
- 2 従来鶴見法人会に所属した会員および同会の権利義務の一切は、本会が継承する。
- 3 本会の設立初年度の事業年度は東京国税局長の許可のあった日から翌年 3 月 3 1 日
までとする。
- 4 本会の設立当初の役員は、別紙のとおりである。
- 5 この定款の一部改正(第 1 3、1 4 , 1 5 , 1 8 , 2 1 条関係)は、昭和 5 7 年 6 月
2 3 日から施行する。
- 6 この定款の一部改正(第 1 3 条・第 4 1 条関係)は、東京国税局長の許可のあった
日(平成 1 7 年 7 月 6 日)より施行する。